

青森県報

第三千七百二十二号

平成二十五年
七月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) …… 二
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課) …… 三
林業用種苗生産事業者の登録の変更……………	(林政課) …… 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課) …… 三

告

示

青森県告示第六百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
さとつデンタル クリニック	三戸郡三戸町大字八日町一九の一	平成二五・三三

青森県告示第六百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
さとつデンタル クリニック	三戸郡三戸町大字八日町一九の一	平成二五・四一
弘前インター 歯科クリニック	弘前市大字石川字平岡一五七の一	二五・七一
黒瀧眼科医院	八戸市内丸三丁目五の一五	"

青森県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	小泉 千稔	八戸市根城の五丁目一三二番	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市大字沢里四八番	平成 五・ 七・ 一
変更後	船場 雅彰	八戸市小中の野八丁目六の二	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市根城九丁目五の二番	
変更前	山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保五の二五九	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市根城九丁目五の二番	"
変更後	山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保五の二五九	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市根城九丁目五の二番	

青森県告示第六百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
さとつデンタルクリニック	三戸郡三戸町大字八日町一九の一	平成 五・ 四・ 一
弘前インナー歯科クリニック	弘前市大字石川字平岡一五七の一	二五・ 七・ 一
黒瀬眼科医院	八戸市内丸三丁目五の一五	"

青森県告示第六百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	小泉 千稔	八戸市根城の五丁目一三二番	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市大字沢里四八番	平成 五・ 七・ 一
変更後	船場 雅彰	八戸市小中の野八丁目六の二	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市根城九丁目五の二番	
変更前	山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保五の二五九	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市根城九丁目五の二番	"
変更後	山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保五の二五九	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市根城九丁目五の二番	

青森県告示第六百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	上北郡横浜町	平成 三〇・七・二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人七戸町体育協会
- 三 代表者の氏名
田島 政義
- 四 主たる事務所の所在地
上北郡七戸町字蛇坂五七の三六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、七戸町におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツ振興と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

林業用種苗生産事業者の登録の変更

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	登録番号	登録年月日	生産事業者	生産事業の内容	事業所	変更年月日
変更前	四	昭和 三〇・三・九	吹越 伍郎助 正蛸 勝沢	採取 精選	東北郡上北町 東塔北	平成 三〇・六・七
変更後	三四	平成 三〇・三・九	小笠原 恭裕 木雄村	育苗 成苗	上北郡上野地 森林組合北	平成 三〇・六・九

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
可搬型 線及びX線用エリアマニタ 六十六台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年七月九日

五 契約の相手方の名称及び住所

応用光研工業株式会社

東京都福生市大字熊川一六四二の二六

六 契約金額

千九百七十三万六千六百四十円

七 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされていると判断した調達物品の仕様に関する調書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年五月二十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭